

徳島県告示第二百二十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和五年五月十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類	廃止の届出の受理日	廃止年月日
名称	所在地	名称	所在地			
有限会社オリーブ	美馬市脇町大字猪尻字建神社下南一六四番地一	有限会社オリーブ・介護支援センター	美馬市脇町大字猪尻字建神社下南一六四番地一	訪問介護	令和五年二月二十日	令和五年三月三十一日
社会福祉法人徳島市社会福祉協議会	徳島市沖浜東二丁目一六	徳島市加茂名デイサービスセンター	徳島市庄町五丁目四八番地	通所介護	同 二十七日	同
社会福祉法人勝寿会	勝浦郡勝浦町大字棚野字竹国一三番地の一	デイサービスセンターオレンジ荘	勝浦郡勝浦町大字棚野字竹国一三番地の一	同	同	同
医療法人すみれ会	阿南市羽ノ浦町宮倉芝生四〇番地の一	羽ノ浦整形外科内科病院	阿南市羽ノ浦町宮倉芝生四〇番地の一	通所リハビリテーション	同 六日	同
有限会社ゴトームデイカル	徳島市中昭和町二丁目七二	有限会社ゴトームデイカル	徳島市中昭和町二丁目七二	福祉用具貸与 特定福祉用具 販売	同 二月 二十七日	同
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台四丁目六番地	ニチイケアセンターおきのす	同 北沖洲三丁目八番七五号	同	同 二月 二十二日	同